第

950

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 1 1 月 1 2 日

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

発行所

## ☆稼動休止資産の減価償却

〇 : 当社は、縫製業を営んでいます。今期 に電動ミシンを10台購入したのですが、そ のうち5台は未使用のまま倉庫に保管してい ます。保管中のミシンは、いつでも使える状 態に整備されていますので、稼動休止資産と して減価償却してもよいでしょうか。

株式会社 FPシミュレーション

A:稼動休止資産には該当しませんので、 滅価償却することはできません。

## 【解説】

法人税法上、事業の用に供されていない資 産は、たとえその属性が減価償却資産であっ ても減価償却資産には該当しないこととされ ていますので、例えば生産調整等のために稼 動を休止している資産は、原則として減価償 却が認められないことになります。

ただし、休止期間中に必要な補修が行われ ており、いつでも稼動できる状態にあるもの についてまで事業の用に供していないものと するのは適当でありませんから、このような 場合には、減価償却資産として取り扱うこと とされています。

ご質問のように購入はしたが未使用の状態 で保管中の資産は、稼動休止資産ではなく、 いまだ事業の用に供されていない資産となり、 減価償却の対象から除かれます。したがって、 ご質問の倉庫に保管中のミシンについては、 滅価償却をすることはできないことになりま す。







